

○倉敷芸術科学大学自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 倉敷芸術科学大学自己点検・評価規程（以下「評価規程」という。）第3条第2項第1号に基づき、全学の内部質保証の推進に責任を負う組織として、倉敷芸術科学大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、倉敷芸術科学大学大学運営に係る各種基本方針に基づいて、内部質保証に係る全学の方針並びに計画策定、計画の推進、自己点検・評価の実施及び改善計画を策定することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各研究科長
- (4) 各学部長
- (5) 各センター長
- (6) 大学事務局長
- (7) 大学事務局次長
- (8) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、その職の在任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員長は学長、副委員長は副学長とする。

- 2 委員長は会務を総括し、副委員長は委員長を補佐する。

(会議の招集及び成立)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長に支障があるときは、委員長の指名した副委員長が、これを代行する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議長が、必要があると認めたときは、委員会の同意を得て、委員会構成員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員会の業務)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学の内部質保証に関する方針策定並びに体制の構築に関すること
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の立案及び進捗管理に関すること
- (3) 計画に基づき実施する諸活動の自己点検・評価、改善計画の策定に関すること
- (4) 学部自己点検・評価委員会の計画及び評価活動の運営支援
- (5) 認証評価に関すること
- (6) その他、内部質保証に関する重要事項

(部会)

第8条 評価規程第3条第2項第2号に基づき、委員会に中期計画の項目に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会長は、原則として副学長、センター長及び大学事務局長をもって充て、学長が指名する。
- 3 部会は、委員会より依頼された事項・案件について、審議、検討及び計画案策定を行う。
- 4 部会の結果は、委員会に答申する。

(学部自己点検・評価委員会)

第9条 評価規程第3条第2項第3号に基づき、各学部に学部自己点検・評価委員会を置くことができ、委員長は学部長をもって充てる。

- 2 学部自己点検・評価委員会の委員は、学部長が選任する。
- 3 学部自己点検・評価委員会は、中期計画案、事業計画案及び自己点検・評価結果を委員会に答申する

(細則等)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、庶務部IR・企画調査課が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月10日 第12回大学協議会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。